

平成27年労第180号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、A県B市所在の会社Cに雇用され、同社D給油所においてガソリンスタンド従業員として業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、清掃業務中、約10キログラムの長椅子を持ち上げたところ、腰に痛みが生じた（以下「本件事故」という。）という。請求人は、同日、E整形外科醫院に受診し「筋筋膜性腰痛症、胸椎捻挫」と診断されて、加療の結果、同年〇月〇日日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人は、本件事故後、腰痛と左足下肢のしびれが続いており、MR I 検査で確認された腰椎椎間板ヘルニアは本件事故に起因するものであり、障害等級第1 2 級相当である旨主張しているため、以下において検討する。

(1) 請求人の症状について、F 病院の平成〇年〇月〇日実施のMR I 検査においては、「腰椎椎間板ヘルニア」と診断されているものの、障害補償給付支給請求書裏面のG 医師作成の診断書においては、障害の状態について、「腰背部痛あり、神経学的異常所見なし」との所見が示されている。つまり、G 医師の診断に依拠すると、神経系統の障害である「局部にがん固な神経症状を残すもの」(第1 2 級の1 2)には該当せず、「局部に神経症状を残すもの」(第1 4 級の9)にも該当しないこととなる。

(2) さらに、請求人は、受傷部位の痛みの程度について、2 時間程度の清掃作業の終わり頃に痛みが生じる旨述べていることからみると、疼痛等感覚障害である「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(第1 4 級の9)にも該当しないものである。

(3) 以上から、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第1 4 級に至らないものであるとの判断は、当審査会としても、妥当であると思料する。

3 以上のとおりであるため、請求人に残存する障害は障害等級に該当する障害とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。